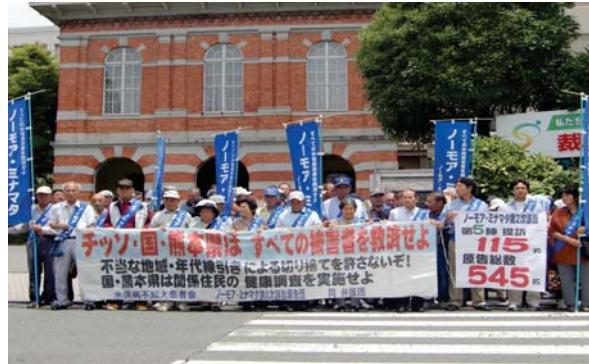


ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第2号 発行日：平成26年7月31日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

第5陣(115名)を提訴しました。 第1陣からの原告総数は545名です。



ノーモア・ミナマタ第2次訴訟は、昨年6月20日、第1陣（48名）の提訴からはじまりました。その後、提訴を重ね、本年7月15日の第5陣（115名）提訴で、原告総数は545名となりました。

第5陣の提訴前の門前集会では、原告2名が被害の訴えを行いました。うち1名の男性の被害の訴え（抜粋）を下記に掲載していますので、ご覧下さい。

今後も、すべての水俣病被害者の救済を実現するため、原告の追加提訴を継続していきます。

倉岳町棚底出身の男性（昭和24年生まれ）の被害の訴え（抜粋）

私は、10歳のころから、ちょっとした段差にもつまずくようになり、走ることがとても困難になりました。短距離走はいつもビリで、運動会が中止になればいいといつも思っていました。そのことを思い出すといまでも辛くなります。

40歳頃からは、からす曲りがひどくなり、今では毎晩足のからす曲りが起こり、激痛で起こされてしまいます。また、自分ではいつも同じ温度のお風呂に入っているつもりなのですが、私の後に風呂に入った家族は、「あなたが入った後は、とても熱かったり、とても冷たかったり、まったく理解できない」と毎日苦情をいわれ辛くなります。

現在、サッシを組み立てる仕事をしているのですが、気が付かないままに工具をおとしまいます。手がしびれ、手に力が入らないのだと思います。ガラスだけは落とすと大変なことになりますので、ガラスを扱う時は細心の注意を払い、満身の力を込めて扱うようにしております、その作業が終わると力が抜けてしまうほどです。また、最近は、匂いに鈍感になってしまいました。味はとれているように思うのですが、匂いがよくわかりません。食事の喜びも半減し、淋しくなります。

このように、私は、子どもの頃から自分の体に苦しみ、悩み続けて生きてこざるを得ませんでした。なぜ、苦しみ続けなければならなかったのか。それが、水俣病のせいであると思うと怒りが体中から湧き上がってきます。私の健康な体を返してもらうこと、それが私の一番の願いです。

同じ頃、棚底で暮らしてきた多くの方々は「水俣病の救済」を受けています。漁師の息子で、魚ばかり食べていて、このような症状がある私がなぜ、非該当の通知を受け取らなければならないのでしょうか。まったく理解できません。熊本県に聞くと「個別事例には答えられない」というばかりです。子どもの頃から、私にこんな苦しみを与えてきた加害者には、きちんと謝罪してもらい、この苦しみを償ってほしいと思います。

(裁判について)

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟では、いくつかの争点があります。

中でも、原告が水俣病か否かということは、根本的かつ大きな争点となっています。

原告が水俣病であることを明らかにしていくためには、地域外の原告が汚染された魚介類を大量に食べていたことを明らかにすることが重要です。

個々の原告の皆さんからの聴き取りや資料の収集はもちろん、地域ぐるみでの汚染を明らかにするため、次のような活動を行っていく予定です。

- ・町史、漁協史の調査
- ・漁業、販売、運送関連事業者等への聴き取り

ご協力のほどよろしくお願ひいたします。



〈第5陣提訴後の報告集会での団結ガンバロー〉



今後の予定

- 8月 8日 第5回弁論期日
- 8月 2日 近畿原告団結成総会
- 8月 12日 東京提訴
- 8月 23, 24日 ミナマタ現地調査
- 秋ごろ 近畿提訴
- 10月 17日 第6回弁論期日

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みんなの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。

また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。

すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本市中央区京町1丁目12番2号京町会館2階

熊本共同法律事務所内 (担当 永野)

電話 096-355-5376 FAX 096-355-5378

HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

